運輸・交通施策に関する重点提言

運輸・交通施策の更なる推進、地域生活交通の維持及び地域の振興を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1. 地域公共交通に対する総合的支援
- (1) 地域住民の日々の移動手段を持続的に確保するため、地域公共交通確保 維持改善事業の予算を十分に確保したうえで、対象要件の緩和など財政措 置を拡充すること。
- (2)公共交通関係施設のバリアフリー化が推進されるよう、財政措置の拡充 など十分な支援を講じること。
- (3) 免許返納後の高齢者などの交通弱者に対する移動支援について、国において抜本的な制度を整備するとともに、都市自治体が実施する支援制度に対して、財政支援を講じること。
- (4) 島しょ部等の生活交通として欠かせない離島航路・航空路等を維持・確保するため、積極的かつ恒久的な財政措置等を講じること。
- (5) 地域の交通手段を維持・確保するため、地方自治体の意見が反映されるよう、法制度の見直しも含め適切な措置を講じること。
- 2. 地域鉄道は、地域住民の通学・通勤などの足として重要な役割を担うだけでなく、地域の経済活動の基盤となることから、鉄道事業者の安定的な経営に向けた支援をJR各社に拡充すること。

また、地方の赤字路線の問題は、国全体の公共交通ネットワークのあり方に関わる問題であることから、国が主導して協議を進めるなど、積極的な関与を行うこと。

3. 新幹線の早期全線開業等

- (1)整備新幹線については、沿線都市自治体に過度な負担が生じないよう整備事業費の地方負担のあり方を見直すとともに、建設財源を安定的に確保 したうえで、早期に全線開業すること。
- (2) 新幹線の利便性向上のため、運送力強化や乗り換え不便の解消、二次交通の充実等に資する支援を行うこと。

また、新駅の開業効果を高めるため、沿線自治体が行う駅周辺地域の道路等の整備に当たっては、社会資本整備総合交付金の重点的な配分を行うこと。

- (3)整備新幹線の並行在来線の安定的な経営維持と利便性向上のため、財政措置の拡充を含め適切な支援措置を講じること。
- (4) 基本計画に定められている路線については、整備計画への格上げに向けた調査を実施すること。

4. 港湾・海岸整備事業の促進

- (1)港湾整備事業及び海岸整備事業を促進するため、必要な予算を確保するとともに、国土強靱化の取組を推進すること。
- (2) 津波、高潮、高波、海岸浸食等の自然災害から国民の生命・財産を守る ため、防波堤及び防潮堤の整備、海岸保全施設等の耐震化など港湾・海岸 における防災・減災対策を推進するとともに、必要な予算を確保すること。
- (3) クルーズの再興に向けて、徹底した感染症対策が行えるターミナルの整備を図るなど、クルーズ船の受入環境改善に資するハード・ソフト両面からの取組を推進すること。